様式第５

（表　面）

6センチメートル

第　　号

水洗炭業に関する法律第15条

第２項に規定する

立入検査員の証

職名および氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

年　月　日まで有効

都道府県知事印

9センチメートル

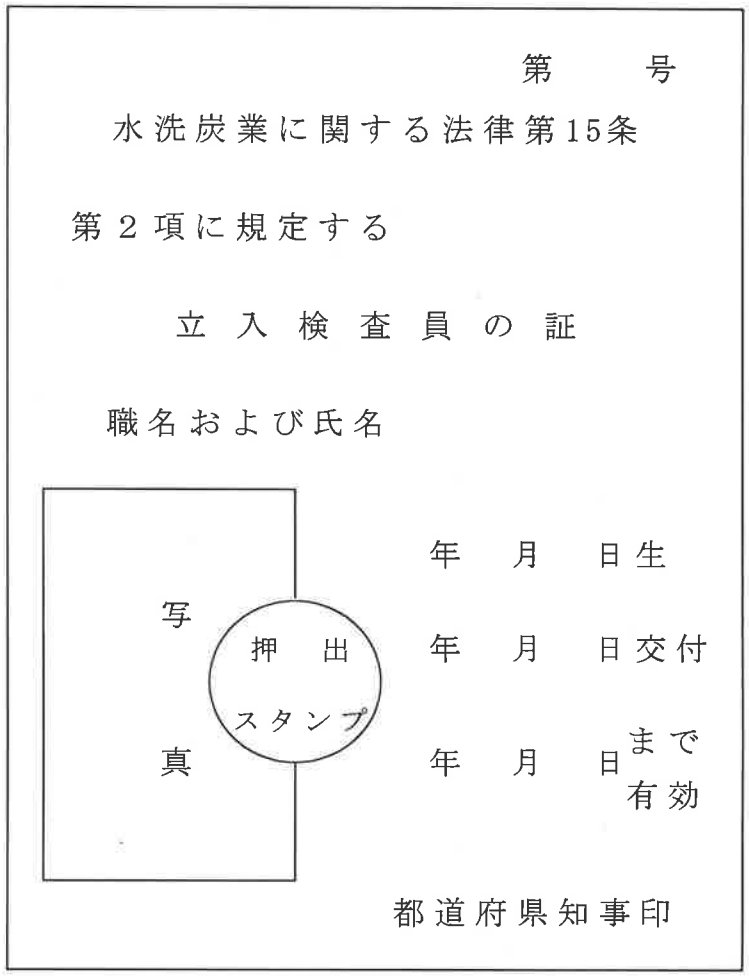

（裏　面）

水洗炭業に関する法律抜すい

（報告徴収及び立入検査）

第15条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水洗炭業者からその事務に関する報告を徴し、又はその職員にその事業場に立入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができる。

２　前項の場合において当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第37条　次の各号の一に該当する者は、２万円以下の罰金に処する。

３　第15条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者。